

兵庫県公報

令和2年12月28日 月曜日 第9号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会規則	ページ
○ 兵庫県立の高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則等の一部を改正する規則	1
教育委員会訓令	
○ 公印規程の一部を改正する訓令	2
教育長訓令	
○ 教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令	2
○ 教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部を改正する訓令	4
○ 兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部を改正する訓令	12

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立の高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第15号）
- 県民に対する行政サービスのより一層の向上及び業務の効率化の推進を図るため、次に掲げる規則について、県民が作成する申請書等への押印を廃止する等所要の整備を行うこととした。
- 1 兵庫県立の高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則
 - 2 博物館の登録に関する規則
 - 3 教育財産管理規則
 - 4 兵庫県文化財保護条例施行規則
 - 5 教育職員の免許状の授与等に関する規則

教育委員会規則

兵庫県立の高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第15号

兵庫県立の高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則等の一部を改正する規則

（兵庫県立の高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則の一部改正）

第1条 兵庫県立の高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則（昭和36年兵庫県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」及び「印」を削る。

（博物館の登録に関する規則の一部改正）

第2条 博物館の登録に関する規則（昭和39年兵庫県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

（教育財産管理規則の一部改正）

第3条 教育財産管理規則（昭和46年兵庫県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

(兵庫県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第4条 兵庫県文化財保護条例施行規則(昭和51年兵庫県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第1号の2及び様式第5号から様式第18号までの規定中「㊤」を削る。

(教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正)

第5条 教育職員の免許状の授与等に関する規則(昭和54年兵庫県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊤」を削る。

様式第6号の3中「印」を削る。

様式第7号及び様式第8号中「印」を削る。

様式第8号の2中「印」を削る。

様式第9号、様式第11号、様式第13号、様式第15号、様式第18号及び様式第19号中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定(以下この項において「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。

教育委員会訓令

兵庫県教育委員会訓令第1号

本 庁
教育事務所
県立学校
教育機関

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月28日

兵庫県教育委員会

教育長 西上三鶴

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程(昭和43年兵庫県教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

様式第3号中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

様式第4号中「印」を削る。

様式第5号中「印」を削り、「あつた」を「あつた」に、「お届けします」を「届け出ます」に、「てんまつ」を「てん末」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

教育長訓令

兵庫県教育長訓令第7号

本 庁
地方機関
教育機関

教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月28日

兵庫県教育長 西上三鶴

教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等職員服務規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「専免承認申請書（様式第4号）により教育長の」を「その旨並びにその理由及び期間を教育長に申し出て、その」に改める。

第15条の見出し中「もっぱら」を「専ら」に改め、同条中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第16条第1項中「営利企業等に從事しよう」を「営利企業に從事等しよう」に、「営利企業等従事許可申請書（様式第4号）」を「営利企業従事等許可申請書（様式第5号）」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第18条前段中「、療養」を「若しくは療養」に改め、同条後段を削る。

第20条第1項中「以下」を「次条第1項及び第24条第2項において」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、時間外勤務に関して必要な事項は、別に定める。

第21条を削り、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（出勤）

第20条 職員は、定刻までに出勤しなければならない。

2 所属長は、所属の職員の勤務状況を確認するものとする。

第22条第1項中「以下」の右に「この項及び次項において」を加え、「休暇欠勤簿（様式第8号）により」を削り、「所属長の」を「、その旨並びにその休暇（その種類を含む。）又は欠勤の別及び期間を所属長に申し出て、その」に改める。

第23条第2項を削り、同条第3項中「宿日直勤務」を「前項に定めるもののほか、宿日直勤務」に改め、同項を同条第2項とする。

第25条の見出しを「（履歴事項の変更の届出）」に改め、同条中「速やかに履歴事項変更届に」を「速やかに、」に、「これ」を「その旨」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第4号中「教育長が必要であると認める」を「職員の履歴に関する事項（教育長が定めるものに限る。）に変更があった」に改める。

第26条中「住所届（様式第9号）」を「その現住所、通勤方法その他教育長が定める事項」に改め、「教育長及び」を削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第27条及び第28条を次のように改める。

（承認の申出等の手続等）

第27条 第14条若しくは第22条第1項の規定による承認（病気休暇に係るものを除く。）の申出又は前2条の規定による届出（以下この条において「承認の申出等」という。）は、電子情報処理組織（企画県民部企画財政局新行政課の管理に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と承認の申出等をする職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行わなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用して承認の申出等を行うことができない特別の事情がある場合には、書面により承認の申出等を行うことができる。

第28条 この訓令の規定により教育長に提出する書類又は教育長に対して行う申出若しくは届出に係る書面は、所属長を経由しなければならない。

様式第3号中「殿」を「様」に、

「所属
職名」

を

「申請者 所属
職名」

に改め、を削る。

様式第4号を削る。

様式第5号中「殿」を「様」に改め、「@」を削り、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第16条関係）

営利企業従事等許可 兼 職 等 承 認				}申請書
申 請 理 由				
団 体 等 名				
その団体等の業務				
従事する業務等				
期 間 又 は 日 時		報 酬		
上記のとおり申請します。 年 月 日 兵庫県教育長 様				
申請者 所 属 職 名 氏 名				
所 属 長 意 見				
年 月 日 所属長 職 名 氏 名				

様式第6号から様式第10号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の教育委員会事務局等職員服務規程の規定による申請書その他の書類については、この訓令の施行の際現に残存するこの訓令による改正前の教育委員会事務局等職員服務規程の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。



兵庫県教育長訓令第8号

本 庁
教育事務所
教育機関

教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月28日

兵庫県教育長 西 上 三 鶴

教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等職員健康管理規程(昭和44年兵庫県教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。
様式第1号中

「衛生管理者(推進者)選(解)任報告書」

を

「

第 号
年 月 日

統括安全衛生管理者 様

教職員課長又は所長等

衛生管理者(推進者)選(解)任報告書

衛生管理者(推進者)を選任(解任)しましたので、教育委員会事務局等職員健康管理規程第5条の3第3項(第5条の4第2項において準用する同規程第5条の3第3項)の規定により、次のとおり報告します。」

に、

「

氏 名	性別	生 年 月 日 (年 齢)

」

を

「

氏 名	生 年 月 日 (年 齢)

」

に、

「

参 考 事 項	
<p>上記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>統括安全衛生管理者様</p> <p style="text-align: right;">教職員課長又は所長等 印</p>	

」

を

「

参 考 事 項	
---------	--

」

に改める。

様式第2号中

「衛生委員会設置報告書」

を

「

第 号
年 月 日

統括安全衛生管理者 様

教職員課長又は所長等

衛 生 委 員 会 設 置 報 告 書

衛生委員会を設置しましたので、教育委員会事務局等職員健康管理規程第5条の7第5項の規定により、次のとおり報告します。」

に、

「

氏名	性別	生年月日 (年齢)

」

を

「

氏名	生年月日 (年齢)

」

に、

「

計 名
上記のとおり報告します。 年 月 日 統括安全衛生管理者様
教職員課長又は所長等 印

」

を

「

計 名

」

に改める。

様式第4号中

「

職 名		性 別	男 ・ 女
-----	--	-----	-------

」

を

「

職 名	
-----	--

」

に、「塗沫^{まじ}」を「塗抹」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号中

「

職 名		性 別	男 ・ 女
-----	--	-----	-------

」

を

「

職 名	
-----	--

」

に改め、「㊟」を削る。

様式第6号中

「観 察 報 告 書」

を

「

第 号
年 月 日

兵庫県教育長 様

所属長

観 察 報 告 書

教育委員会事務局等職員健康管理規程第16条第2項の規定により、次のとおり報告します。
(精神障害)」

に、

「

住 所		性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
-----	--	-----	-------	-----	---

」

を、

「

住 所		年 齢	歳
-----	--	-----	---

」

に、

「

そ の 他 参 考 事 項	
---------------	--

上記のとおり報告します。

年 月 日

兵庫県教育長様

所属長氏名



」

を

「

そ の 他 参 考 事 項	
---------------	--

(用紙の大きさ 日本産業規格A列4番) 」

に改める。

様式第7号中

「

職 名		性 別	男 ・ 女
-----	--	-----	-------

」

を

「

職名	
----	--

」

に改め、「㊦」及び「所属長

印

」を削り、「注 主治医の診断書を必ず添付してください。」

を

「注 主治医の診断書を必ず添付してください。」

(用紙の大きさ 日本産業規格A列4番)」

に改める。

様式第8号中

「

職名		性別	男・女
----	--	----	-----

」

を

「

職名	
----	--

」

に、

「医師氏名

㊦」

を

「医師氏名

(用紙の大きさ 日本産業規格A列4番)」

に改める。

様式第9号中

「所属

職氏名

㊦

所属長

印

」

を

「所属名

職名

氏名

(用紙の大きさ 日本産業規格A列4番)」

に改める。

様式第10号中

「

職名		性別	男・女
----	--	----	-----

」

を

「

職名	
----	--

」

に、「塗沫^{まっ}」を「塗抹」に改め、「㊦」を削る。

様式第11号中

「

職名		性別	男・女
----	--	----	-----

」

を

「

職名	
----	--

」

に改め、「㊟」を削る。

様式第12号中

「復職者等状況報告書（第 回）」

を

「

第 号
年 月 日

兵庫県教育長 様

所属長

復職者等状況報告書（第 回）

教育委員会事務局等職員健康管理規程第23条の規定により、次のとおり報告します。

」

に、

「

住所		性別	男・女	年齢	歳
----	--	----	-----	----	---

」

を、

「

住所		年齢	歳
----	--	----	---

」

に、

「

その他参考事項	
---------	--

上記のとおり報告します。

年 月 日

兵庫県教育長様

所属長氏名



」

を

「

その他参考事項	
---------	--

(用紙の大きさ 日本産業規格A列4番) 」

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第9号

本 庁
県 立 学 校

兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月28日

兵庫県教育長 西 上 三 鶴

兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部を改正する訓令

兵庫県立学校教職員健康管理規程（平成9年兵庫県教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「衛生管理者等選（解）任報告書」

を

「

第 号
年 月 日

統括安全衛生管理者 様

安全衛生管理者（校長）氏名

衛生管理者等選（解）任報告書

衛生管理者等を選任（解任）しましたので、兵庫県立学校教職員健康管理規程第7条第3項（第8条第2項において準用する同規程第7条第3項）の規定により、次のとおり報告します。」

に改め、

「上記のとおり報告します。

年 月 日

統括安全衛生管理者様

安全衛生管理者（校長）氏名

印 」

を削る。

様式第2号中

「作業主任者選（解）任報告書」

を

「

第 号
年 月 日

統括安全衛生管理者 様

安全衛生管理者（校長）氏名

作業主任者選（解）任報告書

作業主任者を選任（解任）しましたので、兵庫県立学校教職員健康管理規程第9条の2第2項の規定に

より、次のとおり報告します。』
に改め、
「上記のとおり報告します。
年 月 日

統括安全衛生管理者 様

安全衛生管理者（校長）氏名 印 』

を削る。
様式第3号中
「衛生委員会設置報告書」
を
「

第 号
年 月 日

統括安全衛生管理者 様

安全衛生管理者（校長）氏名

衛生委員会設置報告書

衛生委員会を設置しましたので、兵庫県立学校教職員健康管理規程第11条第6項の規定により、次のとおり報告します。』
に改め、
「上記のとおり報告します。
年 月 日

統括安全衛生管理者様

安全衛生管理者（校長）氏名 印 』

を削る。
附 則
この訓令は、令和3年1月1日から施行する。